

# 9 過疎地域の持続的発展に向けた支援の充実について

【総務省】

## 長野県の状況

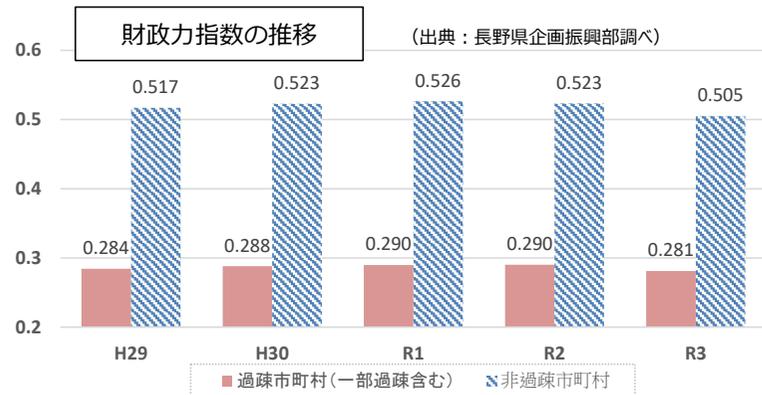
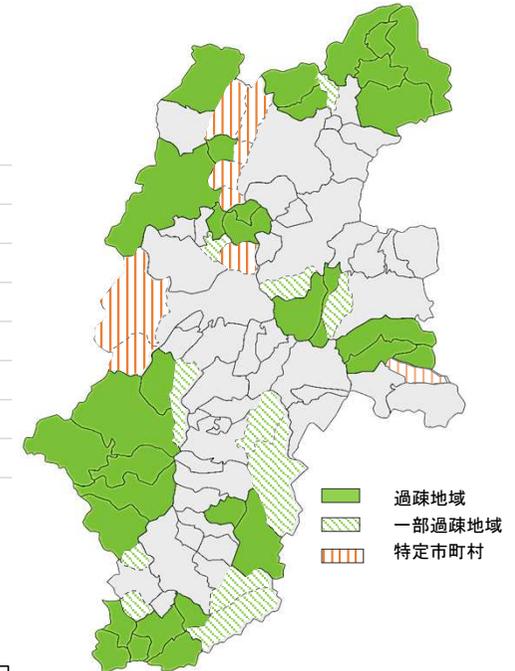
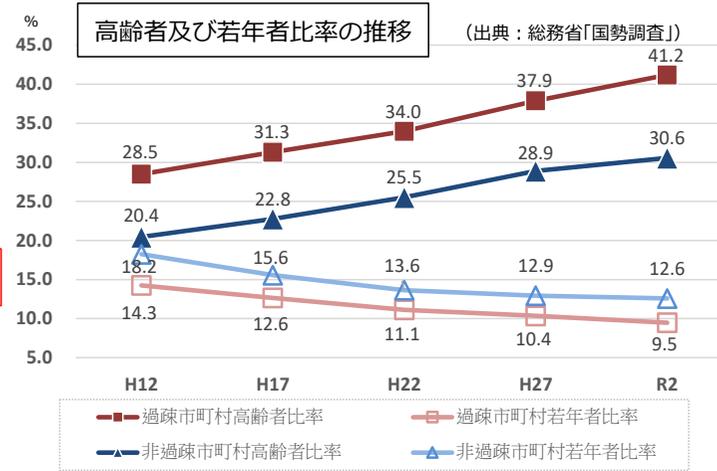
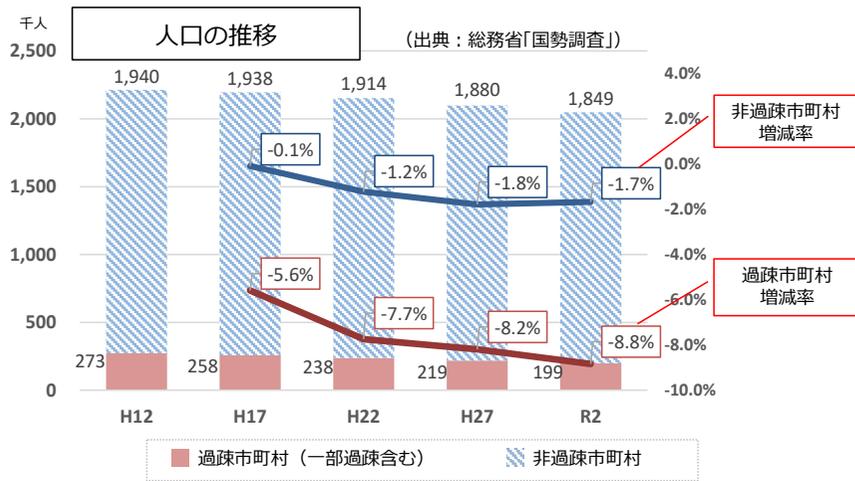
### ● 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下、過疎法)に基づき、過疎対策を推進

- 本県は、市町村数(77市町村、全国2位)、過疎市町村数(40市町村、全国3位)であり、小規模自治体も多い
- 令和3年8月に策定した「長野県過疎地域持続的発展方針」では、自治体間の連携を促進することとしており、県内の全過疎市町村と県により「長野県市町村過疎地域対策協議会」を構成し、過疎地域の持続的発展を推進

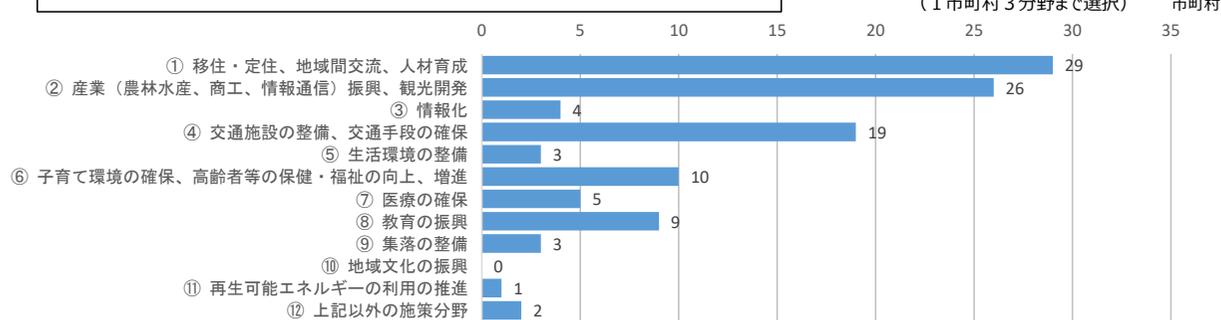
### ● 県内過疎市町村の状況

過疎地域では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力も脆弱。そのような状況下において、各地域では持続可能な地域づくりに向け、様々な財源や制度を活用した多様な取組を実施。

40/77市町村が過疎市町村



### 県内過疎市町村等が注力している、または課題と感じている施策分野



## 取組

### 【「移住・定住」「地域間交流」「教育」分野での取組】

#### ○ 山村留学推進事業 <阿智村>

人口減少、高齢化が進み、特に若年層の減少が顕著  
全国から小中学生を受入れた地域交流を実施  
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



山村留学の取組の様子

### 【「産業振興」「観光開発」「地域文化の振興」分野での取組】

#### ○ 宿場町再生事業 <木曾町>

地域特有の資源を生かし交流人口の増加を図るため宿場町の街並み、水路、  
緑地等景観整備を実施  
《過疎対策事業債（ハード）の活用》

### 【「移住・定住」「地域間交流」分野での取組】

#### ○ 定住促進団地整備事業 <飯山市・小海町・立科町・栄村>

過疎地域内での定住促進のため住宅団地を造成  
《過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域集落再編整備事業）の活用》

### 【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

#### ○ デマンド交通運行事業 <栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる  
乗合方式のデマンド交通を委託運行し、  
高齢者の移動手段を確保  
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



住民を戸口まで送迎するデマンド交通

## 課題

- 県内過疎市町村等では、各施策分野において、**過疎対策事業債**や**過疎地域持続的発展支援交付金**等の支援措置を活用しており、**財政状況が脆弱**な過疎市町村等が持続可能な地域づくりを進めるためには、**過疎対策事業債等の財政支援が必要不可欠**
- 過疎対策事業債について、**地方債（過疎対策）計画額は増加**（R3：5,000億円⇒R4：5,200億円（4.0%増））しているものの、R2国勢調査結果の反映により特定市町村（卒業団体）を含む**全国の過疎市町村等も増加**（R3.4.1：865市町村⇒R4.4.1：926市町村（7.1%増））
- 過疎地域持続的発展支援交付金について、**県内市町村での活用希望が増加基調**（R2:3市村21,216千円→R3:2市町13,700千円→R4:6市町村94,797千円）であり十分な予算額の確保が必要。また、**補助要件のハードルが高く、申請できないケースがある**

例・過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）では、5戸以上の団地を形成することが要件  
・過疎地域持続的発展支援事業（人材育成事業、ICT等技術活用事業）では、1件当たり500万円以上の取組が対象

## 提案・要望

### 1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債について、過疎市町村等の増加に伴い**要望額が増加**している状況を踏まえ**地方債（過疎対策）計画額の総額を十分に確保**すること。特に、**過疎対策事業債（ソフト分）**について、地域の実情に合わせ必要な事業が実施できるよう**限度額を引き上げる**こと

過疎地域持続的発展支援交付金について、活用を希望する市町村の事業が採択されるよう、**予算額を十分確保**するとともに、過疎地域集落再編整備事業の戸数要件や過疎地域持続的発展支援事業の下限額の設定といった**補助要件を緩和**すること